

令和6・7年度

あま市入札参加資格審査申請要領

(物品・その他委託／電子申請)

あいち電子調達共同システム（物品・その他委託）  
における入札参加資格申請サブシステムを利用して申請してください。

## 令和6・7年度 入札参加資格審査申請要領【物品・その他委託】

あま市が発注する物品・その他委託の競争入札に参加するには、入札参加について資格審査を受けなければなりません。

資格審査を希望される方は、本要領に従い適正な申請をしていただきますようお願いいたします。

### 1 申請者の要件

入札参加の資格審査を希望する方は、次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に該当しないこと。

地方自治法施行令（抜粋） （一般競争入札の参加者の資格） 第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者 （指名競争入札の参加者の資格） 第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋） （国及び地方公共団体の責務） 第32条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。 1 指定暴力団員 2 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） 3 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの 4 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）
--

- (2) 次に掲げる国税及び愛知県税が未納でないこと。（ただし、愛知県税については、愛知県に納税義務がある事業者に限る。）

#### ア 国税

法人の方	法人税、消費税及び地方消費税
個人の方	所得税、消費税及び地方消費税

#### イ 愛知県税

法人の方	法人県民税、法人事業税（特別法人事業税、地方法人特別税を含む）及び自動車税種別割
------	--

## **個人の方** 個人事業税及び自動車税種別割

- (3) あま市税のうち申請者に納税義務がある全税目が未納でないこと（ただし、あま市に納税義務がある事業者に限る。）。
- (4) あま市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する要綱（平成22年あま市訓令第46号）の別表に掲げる措置要件の対象とならないこと。
- (5) 資格審査を希望する営業の種類について、法令の規定により必要とされる許可登録等を受けていること。

### 2 申請の方法

- (1) あいち電子調達共同システム（物品等）における入札参加資格申請サブシステム（以下「入札参加資格申請システム」という。）を利用して申請してください。

入札参加資格申請ポータルサイト

URL <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

- (2) 法人が申請する際の申請単位は法人単位となります。営業所単位での申請は受け付けることができません。
- (3) 契約を締結する営業所は、1自治体に対し1営業所に限ります。ただし、許可登録等の関係で、やむを得ず複数の営業所での申請が必要な場合は、あま市役所総務課に確認してください。また、申請を希望する営業所は、当該営業所において申請を希望する品目の営業を営むことを認められていることが必要です。
- (4) 電子申請においては、画面上の注意及び「操作マニュアル」に従ってください。なお、事前に「下書きチェックシート」をプリントし、必要事項を記入いただいてから電子調達システム（物品等）に入力してください。
- (5) 申請できる営業種目はあいち電子調達共同システム（物品等）ポータルサイトの「業務分類一覧表」を参照してください。なお、申請できる営業種目（中分類）は、10種目までとし、優先順位を付けて下さい。
- (6) 電子申請後、速やかに共通審査自治体及び申請先自治体に別送書類を送付してください。
- (7) 審査結果確認後、電子調達システム（物品等）により「追加届」を入力し送信してください。詳細は8 追加届を参照してください。

### 3 受付期間等

#### (1) 定時申請

令和6年1月4日（木）から令和6年2月15日（木）まで

平日（日曜日、土曜日及び祝日を除く）の午前8時から午後8時まで

**審査は受付順に実施します。早期の入札参加資格申請にご協力ください。**

また、申請先自治体で別送書類が異なる場合があるため、事前に確認し用意した上で申請してください。

#### (2) 随時申請

令和6年4月1日（月）から令和8年2月16日（月）まで

平日（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く）の午前8時から午後8時まで

但し、変更申請（希望営業種目）は令和6年4月1日（月）から令和8年2月27日（金）まで

変更申請（共通審査事項）、変更届、廃業届及び追加届は令和6年4月1日（月）から令和8年3月31日（火）まで

#### 4 別送書類

電子申請によるデータ送信後7日以内に、以下の書類を各1部（証明年月日が3ヶ月以内のもの。写し可。）を提出してください。なお、定時申請時においては、最終提出期限は、令和6年2月22日（木）必着とします。

##### （1）共通審査自治体に提出する書類

###### ①法人の場合

書類名	備考
提出書類一覧	・電子調達システム（物品等）から印刷したもの
履歴事項全部証明書	・法務局で発行のもの。（法務局登記官が発行したもの）
納税証明書（国税）	・税務署で発行 ・「法人税」「消費税及び地方消費税」（その3の3） ※ 本店所在地を管轄する税務署（窓口又はオンライン）で交付を受けることができます。
納税証明書（愛知県税）	・愛知県の県税事務所で発行 ・「法人県民税」「法人事業税（特別法人事業税、地方法人特別税を含む）」「自動車税種別割」（未納の税額のないこと用） ・愛知県に納税義務がないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」を提出。様式は、あいち電子調達システム（物品等）ポータルサイトからダウンロードしてください。

②個人の場合

書類名	備考
提出書類一覧	・電子調達システム（物品等）から印刷したもの
身元（分）証明書	・本籍地の市区町村長が証明したもの（日本国籍を有しない方は在留カード又は特別永住者証明書の写し（両面））
登記されていないことの証明（後見・保佐・補助を受けていないことの証明）	・全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課窓口で発行。 ・東京法務局では郵送申請も可能 名古屋法務局民事行政部戸籍課 電話 052-952-8111（代表） 東京法務局民事部後見登録課 電話 03-5213-1360（直通）
納税証明書（国税）	・税務署で発行 ・「所得税」「消費税及び地方消費税」（その3の2） ※ 本店所在地を管轄する税務署（窓口又はオンライン）で交付を受けることができます。
納税証明書（愛知県税）	・愛知県の県税事務所で発行 ・「個人事業税」「自動車税種別割」 ・愛知県に納税義務がないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」様式は、あいち電子調達システム（物品等）ポータルサイトからダウンロードしてください。

(2) あま市に提出する書類

上記以外に特に必要書類はありません。

(3) 提出先

<共通審査自治体>

共通審査自治体は、システムで自動的に決定されますので、申請データ送信後、画面上で送付先の確認をお願いします。

※あま市が共通審査自治体の場合は、次のところへ送付してください。

〒497-8602 愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地

あま市役所 総務部総務課 電話：052-444-1711

5 資格審査

資格審査は、申請者の要件を満たしていることを調査します。

6 審査状況照会

電子調達システム（物品等）にアクセスして、「申請・審査状況確認」画面にて審査の進捗状況を参照することができます。

なお、別送書類及び電子申請内容に不備がある場合には、共通審査自治体及び申請自治体からメールで補正指示が出されますので、補正申請を行ってください。

7 審査結果

審査結果は、審査完了通知メールにより通知します。なお、電子調達システム（物品等）

にアクセスして、「申請・審査状況確認」画面にて審査結果を参照することができます。

## 8 追加届

審査結果確認後、電子調達システム（物品等）により追加届を提出してください。

### （1）届出項目

ア 許可・登録等

イ 契約実績（あま市との契約実績がある場合は、あま市との契約実績を入力してください。あま市との契約実績がない場合は他官公庁や民間との契約実績を入力してください。）

### （2）届出期限

審査結果確認後、速やかに（5日以内目安）に入力してください。

## 9 資格の有効期限

入札参加資格決定の日（定時受付分は令和6年4月1日）から令和8年3月31日）まで有効とします。

ただし、天災地変その他やむを得ない理由が認められる場合は、令和8年4月1日以降、新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前に入札参加資格は、その効力を有しません。

## 10 電子申請による入札参加資格決定後における登録内容の変更について

登録内容に変更が生じた場合は、速やかに電子申請により変更の手続き行ってください。ただし、定時受付の変更手続きは、令和6年4月1日以降からとなります。

## 11 その他

（1）電子申請に際し、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の申請をした場合は、入札に参加できなくなる場合があります。

（2）電子申請内容を確認するために、後日、証明する書面の提示（提出）を求められることがありますので、申請は必ず書面で証明できる内容により行ってください。

また、証明書面は、入札参加資格の有効期限内は保管しておいてください。

（3）電子調達システム（物品等）の利用にあたっては、あいち電子調達共同システム利用規約の確認、同意が必要です。

（4）入札参加資格者名簿は、電子調達システム（物品等）内の入札情報サービスで公開しますのであらかじめご了承ください。

（5）電子調達システム（物品等）はシステムのメンテナンス等のため、システムの利用を一時休止することがあります。

（6）本電子申請にはICカードは必要ありません。なお、電子入札への参加にはICカード及びカードリーダーの購入、登録が必要になります。